

定 款

一般社団法人長崎県建設コンサルタント協会

平成 27 年 4 月 16 日変更

一般社団法人長崎県建設コンサルタント協会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人長崎県建設コンサルタント協会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を長崎県佐世保市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、建設コンサルタント業の健全な発達並びに業務の改善及び進歩を図り、もって地域産業の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建設コンサルタントに関する調査及び研究
- (2) 建設コンサルタントに関する広報活動
- (3) 建設コンサルタントに関する行政への要請及び意見の表明

第3章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、事業に賛同する長崎県内本社の建設コンサルタント登録業者であつて、次条の規定により当法人の社員となつた者をもつて構成する。

(資格の取得)

第6条 当法人の社員にならうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動の費用に充てるため、社員になつた時及び毎年1回、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、退社する時は、代表理事に届け出ることにより、任意にいつでも退社することができる。

(除 名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。

(2) 総社員が同意したとき。

(3) 当該社員が、解散したとき。

(拠出金の不返還)

第11条 退社し、又は除名された社員が既に納入した会費その他の拠出金は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 計算書類等の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定期総会として毎年1回事業年度終了後2ヶ月以内に開催するほか、代表理事が必要と認めたとき臨時社員総会を行う。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、当該総会の出席社員の中から選任する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、各社員1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかるわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、議事録に記名押印する。

第5章 役 員

(役 員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上6名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事を業務執行理事とする。

(選 任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 代表理事が必要と認めるときは、理事の承認を得て顧問又は相談役を置くことができる。

4 顧問又は相談役は、代表理事の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任 期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 理事及び監事は、再任されることがある。

5 理事又は監事は、辞任又は任期満了の場合においても、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまではその職務を行う。

(解 任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上

に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第2号及び第3号については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第29条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第30条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 公告の方法

第31条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

以上は当法人の現行定款に相違ない。

平成 年 月 日

長崎県佐世保市藤原町72番3

一般社団法人長崎県建設コンサルタント協会

代表理事 谷川 達夫